

国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程

平成17年 4月 1日 平17規程第80号
平成27年12月 1日 全部改正
平成28年12月21日 一部改正
平成29年 9月20日 一部改正
平成31年 1月 4日 一部改正
令和 4年 4月20日 一部改正

目 次

- 第1章 総 則（第1条－第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 構成員の責務（第9条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第10条－第32条）
- 第6章 個人情報ファイルの取扱い（第33条－第36条）
- 第7章 情報システムにおける安全の確保等（第37条－第51条）
- 第8章 情報システム室等の安全管理（第52条－第53条）
- 第9章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第54条－第55条）
- 第10章 開示、訂正、利用停止及び審査請求（第56条）
- 第11章 苦情処理（第57条）
- 第12章 安全確保上の問題への対応（第58条－第59条）
- 第13章 監査及び点検の実施（第60条－第62条）
- 第14章 環境省との連携（第63条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いについて、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）における基本的事項を定め、研究所の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報保護法第2条、第16条及び第60条並びに番号法第2条の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

一 「ユニット長」とは、国立研究開発法人国立環境研究所職務権限規程第16条に定めるユニット長をいう。

二 「ユニット」とは、ユニット長が業務を統括する部署をいう。

三 「役職員等」とは、役員、職員、任期付職員及び契約職員をいう。

四 「構成員」とは、役職員等及びそれ以外の者であって研究所の業務に従事する者をいう。

五 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

六 「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。

七 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

八 「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

九 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。

十 「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

十一 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

十二 「仮名加工情報」とは、個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。

十三 「匿名加工情報」とは、個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。

十四 「個人関連情報」とは、個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報であって、個人関連情報データベース（個人情報保護法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等をいう。）を構成するものをいう。

十五 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。

十六 「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

十七 「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

十八 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

十九 「個人番号利用事務」とは、番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

二十 「個人番号関係事務」とは、番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 研究所に、総括保護管理者を一人置くこととし、理事(企画・総務担当)をもって充てる。

2 総括保護管理者は、研究所における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第4条 各ユニットに、保護管理者を一人置くこととし、ユニット長をもって充てる。

2 保護管理者は、ユニットにおける保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

4 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う役職員等(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定する。

5 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

6 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

- 一 事務取扱担当者が関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制
- 二 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)事案の発生又は兆候を把握した場合の構成員から保護管理者等への報告連絡体制
- 三 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- 四 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び手順等

(保護担当者)

第5条 各ユニットに、保護管理者が指名する保護担当者を一人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各ユニットにおける保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 研究所に、監査責任者を一人置くこととし、監査室長をもって充てる。

2 監査責任者は、研究所における保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行う必要があると認めるとき、又は保有個人情報等に関する重大な事象への対応等を行う必要があると認めるときは、保護管理者その他の関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

第3章 教育研修

(教育研修の実施)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する構成員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する構成員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、ユニット等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、当該ユニットの構成員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

5 総括保護管理者及び保護管理者は、法令等に違反した役職員等に対し、厳正に対処する。

第4章 構成員の責務

(保有個人情報等の取扱い)

第9条 構成員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 構成員は、業務を通じて知り得た個人情報及び特定個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。構成員がその職を退いた後も同様とする。

3 構成員は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関係法令等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(利用目的の特定)

第10条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第11条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第12条 違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
 - 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第14条 個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表するか、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより研究所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第15条 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(アクセス制限)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する構成員の範囲と権限の内容を、当該構成員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

- 2 アクセス権限を有しない構成員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 構成員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第17条 構成員が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、構成員は、保護管理者の指示に従い行う。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。以下同じ。）の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理等)

第18条 構成員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下

同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第19条 構成員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体(プロパティ情報等の付加情報を含む。)の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第20条 構成員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。特に、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第21条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、取扱状況を確認する手段を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(第三者提供の制限)

第22条 個人データを第三者に提供する場合には、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- 六 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は偽りその他不正の手段により取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
 - 一 研究所の名称及び住所並びに理事長の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項
 - イ 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第23条 外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）にある第三者（次の各号のいずれかに適合する体制を整備している者を除く。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

一 研究所と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、第5章の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

2 前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、次の各号により、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第24条 前条の規定により個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則第20条に基づく表1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第22条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

<表1：提供時の記録事項>

区 分	提供 年月日	第三者の 氏名等	本人の 氏名等	個人情報 等の項目	本人の 同意
第22条第2項による第三者提供	○	○	○	○	—
本人の同意による第三者提供	—	○	○	○	○

2 前項の記録は、当該記録を作成した日から次の各号に定める期間保存しなければならない。

一 第22条第1項又は前条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

二 当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（個人情報保護法第27条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるとき 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

三 前2号以外の場合 3年

(第三者から提供を受ける際の確認等)

第25条 保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けた場合には、個人情報保護委員会規則第24条に基づく表2の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める事項を確認し記録しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

<表2：受領時の記録事項>

区 分	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人情報等の項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意等
第22条第2項による第三者提供	○	○	○	○	○	○	—
本人の同意による第三者提供	—	○	○	○	○	—	○

2 前項の記録は、当該記録を作成した日から次の各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データの提供を受けた場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- 二 当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第22条第2項の規定による提供を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるとき 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- 三 前2号以外の場合 3年

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第26条 個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報を第三者に提供する場合であって、提供した個人関連情報を当該第三者が個人データに付加するなどして個人データとして利用することが想定されるときは、第22条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ書面等により個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により確認しなければならない。

- 一 当該第三者が研究所から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 前項の規定により個人関連情報を外国にある第三者（第23条第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、第23条第3項各号により、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により個人関連情報を第三者に提供した場合には、前条第1項表2の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める事項を記録しなければならない。

4 前項の記録は、当該記録を作成した日から前条第2項各号に定める期間保存しなければならない。

（仮名加工情報の取扱い）

第27条 仮名加工情報を取り扱うときは、個人情報保護法第4章第3節で定めるところに従わなければならない。

（匿名加工情報の取扱い）

第28条 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を取り扱うときは、個人情報保護法第121条で定めるところに従わなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第29条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第30条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めはならない。

（特定個人情報等の収集・保管の制限）

第31条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

（取扱区域）

第32条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 個人情報ファイルの取扱い

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第33条 各ユニットにおいて個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該ユニットの保護管理者は、あらかじめ総括保護管理者に対して次に掲げる事項を通知しなければならない。既に通知した事項を変更するときも同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 ユニットの名称及び個人情報ファイルを専ら利用する課室等の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を研究所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 開示請求、訂正請求、利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地

九 当該保有個人情報等の訂正、利用の停止、消去または提供の禁止に該当するときは、その旨

十 個人情報保護法第74条第1項第11号の規定により政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 役職員等又は役職員等であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（役職員等の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

- 六 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 役職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
- 十 個人情報保護法第74条第2項第10号の規定により政令で定める事項

(個人情報ファイルの利用目的以外の利用又は提供の事前通知)

第34条 保護管理者は、各ユニットにおいて保有する個人情報ファイルについて、利用目的以外の目的のために利用又は提供しようとするときは、あらかじめ、総括保護管理者に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 ユニットの名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる課室等の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 利用目的以外の利用又は提供の内容
- 五 提供する場合の提供先
- 六 利用又は提供の理由

(個人情報ファイル簿)

第35条 研究所は、別に定める細則に従って個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第36条 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

2 特定個人情報ファイルを作成する場合は、別に定める要領に従って取り扱うものとする。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第37条 保護管理者(情報システムを整備・管理する課室等に限る。以下この章及び次章において同じ。)は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第51条

を除き、この章及び次章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第39条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第40条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第41条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第42条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第43条 構成員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第44条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 構成員は、前項を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。）を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第45条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第46条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第47条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 構成員は、保護管理者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第48条 構成員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されないことがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第49条 構成員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第50条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、その他バックアップのために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第51条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第8章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第52条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の構成員の立合い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第53条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第9章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第54条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第55条 個人データの取扱いに係る業務（匿名加工情報の作成を含む。以下同じ。）を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第5項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の安全管理措置に関する事項
- 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

- 七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は研究所自らが第3項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 6 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- 8 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第10章 開示、訂正、利用停止及び審査請求

(開示、訂正、利用停止及び審査請求)

第56条 研究所は、別に定める細則に従って法に基づく保有個人情報等に関する開示、訂正及び利用停止の請求並びに審査請求に係る事務を行うものとする。

第11章 苦情処理

(苦情処理)

第57条 研究所は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 研究所は、苦情の相談の受付及び処理を行う窓口を総務課に設けるものとする。

第12章 安全確保上の問題への対応

(漏えい等の報告等)

第58条 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号に定める事案等を認識した役職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（構成員に行わせることを含む。）ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、環境省に対し、速やかに情報提供を行う。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第59条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。

第13章 監査及び点検の実施

(監査)

第60条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第12章に規定する措置の状況を含む研究所における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第61条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第62条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第14章 環境省との連携

第63条 研究所は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、環境省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

改正附則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

改正附則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

改正附則

この規程は、平成31年1月4日から施行する。

改正附則

この規程は、令和4年4月20日から施行する。